

# 事業者クラス分け評価制度の概要

- 本制度は、省エネ法の定期報告を提出する**全ての事業者**をS・A・B・Cの4段階へ**クラス分け**し、クラスに応じた**メリハリのある対応を実施**するもの。
- **優良事業者を業種別に公表**して称揚する一方、**停滞事業者以下はより厳格に調査**する。
- 事業者は、他事業者と比較して**自らの立ち位置を確認**することができる。
- 平成28年度より制度開始。

## Sクラス

省エネが優良な事業者  
7,775社 (62.6%)※1

【水準】 ※2  
① 努力目標達成  
または、 ※3  
② ベンチマーク目標達成

【対応】  
優良事業者として、経産省HPで事業者名や連続達成年数を表示。

## Aクラス

一般的な事業者  
3,430社 (27.7%)※1

【水準】  
SクラスにもBクラスにも該当しない事業者

【対応】  
特段なし。

## Bクラス

省エネが停滞している事業者  
1,207社 (9.7%)※1

【水準】 ※2  
① 努力目標未達成かつ直近2年連続で原単位が対前度年比増加  
または、  
② 5年間平均原単位が5%超増加

【対応】  
注意喚起文書を送付し、現地調査等を重点的に実施。

## Cクラス

注意を要する事業者

【水準】  
Bクラスの事業者の中で特に判断基準遵守状況が不十分

【対応】  
省エネ法第6条に基づく指導を実施。

※1 平成27年度定期報告（平成26年度実績）総事業者数12,412社より算出

※2 努力目標：5年間平均原単位を年1%以上低減すること。

※3 ベンチマーク目標：ベンチマーク制度の対象業種・分野において、事業者が中長期的に目指すべき水準。

# 事業者クラス分け評価制度の概要

## ① Sクラスの事業者公表

省エネ取組が進んでいる優良事業者として、経産省HP上で、業種別に事業者の公表を行う。同業他社の努力目標達成状況を把握することで、自らの立ち位置を確認することができる。

## ② Bクラスへの措置の集中

省エネ取組が停滞している事業者の代表者へ注意喚起文書を送付し、報告徴収、現地調査、立入検査を集中実施し、判断基準遵守状況が不十分であれば指導を行う。

### Sクラスの事業者公表

| 標準産業分類<br>中分類 | 特定事業者<br>番号 | 主たる事業所<br>の所在地 | 事業者等名 | 過去の省エネ評価 |      |      |      | 省エネ<br>評価 | ベンチマーク<br>達成分野 |
|---------------|-------------|----------------|-------|----------|------|------|------|-----------|----------------|
|               |             |                |       | 27年度     | 28年度 | 29年度 | 30年度 |           |                |
| 〇〇業           | 0000000     | △△県            | A事業者  | ★        | ★    | ★    | ★    | ★         | □□□□業          |
| 〇〇業           | 0000000     | △△県            | B事業者  | ★        | ★    | ★    | ★    | ★         | -              |
| 〇〇業           | 0000000     | △△県            | C事業者  | -        | ★    | ★    | ★    | ★         | □□□□業          |
| 〇〇業           | 0000000     | △△県            | D事業者  | -        | -    | -    | ★    | ★         | □□□□業          |
| 〇〇業           | 0000000     | △△県            | E事業者  | ★        | ★    | ★    | ★    | -         | -              |
| 〇〇業           | 0000000     | △△県            | F事業者  | -        | -    | ★    | ★    | -         | -              |

Sクラス達成を★表示。  
Aクラス以下は表示なし。

ベンチマーク目標を達成  
している場合に記載。

### Bクラスへの措置の集中

- 注意喚起文書はすべてのBクラス事業者へ送付する。
- 現地調査、立入検査の結果、判断基準遵守状況が不十分と判断された場合、Cクラスとなり指導を行う。



# 平成27年度提出の定期報告に基づくスケジュール（予定）

平成27年度      平成28年度

7月  
末

定期報告の提出期限



定期報告の内容精査

5月

Sクラスの事業者公表

5月

Bクラスへの注意喚起文書送付



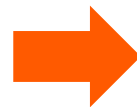
以降のBクラスへの措置内容検討

6月

現地調査の案内送付開始

6月

報告徴収の順次実施



調査結果の精査

12月

立入検査の順次実施



検査結果の精査

3月

指導の順次実施（Cクラス）

# 問い合わせ先

| 問い合わせ先               | 電話番号         | 担当地域                              |
|----------------------|--------------|-----------------------------------|
| 北海道経済産業局エネルギー対策課     | 011-709-1753 | 北海道                               |
| 東北経済産業局エネルギー対策課      | 022-221-4932 | 青森、岩手、宮城、秋田、山形、福島                 |
| 関東経済産業局省エネルギー対策課     | 048-600-0426 | 茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉、東京、神奈川、新潟、山梨、長野、静岡 |
| 中部経済産業局エネルギー対策課      | 052-951-2775 | 富山、石川、岐阜、愛知、三重                    |
| 近畿経済産業局エネルギー対策課      | 06-6966-6043 | 福井、滋賀、京都、大阪、兵庫、奈良、和歌山             |
| 中国経済産業局エネルギー対策課      | 082-224-5741 | 鳥取、島根、岡山、広島、山口                    |
| 四国経済産業局エネルギー対策課      | 087-811-8535 | 徳島、香川、愛媛、高知                       |
| 九州経済産業局エネルギー対策課      | 092-482-5473 | 福岡、佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島             |
| 沖縄総合事務局経済産業部エネルギー対策課 | 098-866-1759 | 沖縄                                |
| 資源エネルギー庁省エネルギー対策課    | 03-3501-9726 | 制度全体に関する問い合わせ                     |